

## 太白区民まつり 2023 テント村出店者募集要項

- 【まつり趣旨】 文化活動や社会福祉活動などの多様な市民活動の発表や出店などによる総合的な区民参加交流型で開催する太白区民まつりの趣旨に賛同し、一緒にまつりを盛り上げてくださる出店者の方を募集します。
- 【主催・共催】 太白区まちづくり推進協議会・仙台市太白区
- 【開催日時】 令和5年11月5日（日）9：30～15：00
- 【出店内容】 飲食物販売、物品販売、展示等
- 【応募資格】
- ・太白区民まつりの趣旨に賛同し、主催者の指示に従ってまつりの運営に協力していただけること。
  - ・出店申込者が、暴力団員または暴力団関係者ではないこと。また設備や備品及び材料の仕入れや人員の手配等においても暴力団関係者を一切使用しないこと。
  - ・過去に出店違反やキャンセルをしていない団体や企業等
- 【募集数】 40 団体程度
- 【応募方法】 テント村出店申込書に必要事項を記入の上、太白区民まつり事務局（企画運営業務受託事業者：株式会社東和 SP 企画）までメール、FAX または郵送にてご応募ください。

### 【出店料等】

出店費 (会場管理費)	テント1張(360cm×360cm)含む		キッチンカー
	販売品有り	販売品無し	15,000 円
	15,000 円	3,000 円	
備品貸出費 (必要に応じて負担)	発電機1台	長机1台 (180cm×45cm)	パイプ椅子1脚
	7,000 円	800 円	200 円

※テント及び発電機(キッチンカー除く)は持込不可、長机及びパイプ椅子の持込可です。

【応募締切】 令和5年8月10日(木) 【必着】

【出店の決定】

- ・応募団体数が募集数を大幅に上回った場合、下記選考優先事項や出店内容などをもとに、主催者が出店の可否を決定し、結果を9月上旬までにお送りします。出店可の団体の代表者には出店者説明会の開催案内も併せてお送りします。

<選考優先事項>

- 1 太白区内を主たる活動の拠点としている地域団体、学校、事業者等。
- 2 飲食物及び物品販売の場合、名産、地場産のものを使ったメニューや物品などを扱っている。
- 3 展示及び啓発の場合、活動PR以外にも子どもが楽しめる催しや来場者が参画できる内容となっている。

【出店者説明会】

- ・出店者説明会は必ずご出席ください。(詳細については別途通知します。)なお、特段の理由なく欠席した場合は、出店を取り消しさせていただきますので予めご了承ください。

【出店に係る確認事項】

- ・出店料等は、別途指定する方法により期日までにお支払いください。指定期日までにお支払いのない場合は出店許可を取り消します。また、ご入金いただいた出店料等は、いかなる場合(当日キャンセル、違反による出店取消、大雨・台風・地震等の天災によるまつり中止等)でも返金いたしませんので予めご了承ください。(出店許可後にキャンセルをした場合は、今後一切の出店のお申込みをお断りさせていただきます。)
- ・出店に関する権利の他者への譲渡はできません。
- ・テント、発電機の持ち込みはできません。電源を使用する場合は、有料での貸出となります。
- ・出店にあたって主催者が提供した会場内の資機材に損傷を及ぼした場合は、主催者の指定する修繕実費をお支払いいただきます。
- ・暴力団関係者排除のため、選考には警察へ情報を提供して出店者を確認させていただきます。確認後、出店に相応しくないと判断された方は出店をお断りさせていただきます。
- ・飲食物を販売する場合は、簡易な調理に制限される場合があります。
- ・飲食物を販売する場合、営業中は、食品の提供及び販売に必要な責任者等を常時配置してください。また、別添の申込書に記載していない飲食物の販売はできません。
- ・食品を扱う出店は、保健所等から必要な営業許可を受けること。

※ドリンクを注ぐ、食品を皿に盛り付ける程度の行為も調理行為にあたり、営業許可が必要  
です。詳細は下の二次元コードの『行事等で仮設店舗を設けて営業する場合』をご参照く  
ださい。



**【食品の営業許可に関する問い合わせ先】**

太白区保健福祉センター衛生課 太白区役所 5階

TEL：022-247-1111（内線：6722～6723）

**【出店に係る遵守事項】**

- ・ 設営開始時刻（7:30～9:30）、撤収終了時刻（まつり終了後～16:30）を守ること。
- ・ まつりの開会（9:30）から閉会（15:00）まで営業を行い、途中で閉店しないこと。
- ・ ゴミは持ち帰ること。
- ・ 会場内での喫煙は行わないこと。（会場内は禁煙です。）
- ・ 他の出店者や来場者の迷惑になる行為（テント外にはみ出して物品を置いたり、悪質な販売及び呼び込み）を行ったりしないこと。
- ・ 会場内にテント及び発電機（キッチンカー除く）を持ち込まないこと。
- ・ 火気を使用する場合は、業務用消火器を持参すること。

※上記の確認事項及び遵守事項等に違反した場合は、出店の許可を取り消し、出店者ならび  
に当日関係者すべて即時退場となるほか、来年度以降の応募等もお断りいたします。（店  
名が違って実質の出店者が同一の場合は同様の扱いとします。）

**【応募・問い合わせ先】**

太白区民まつり事務局（企画運営業務受託事業者：株式会社東和 SP 企画）

〒980-0023 仙台市青葉区北目町 1-41

E-mail / sendai@towa-sp.com FAX / 022-263-0629

TEL / 022-263-0604